

第 1 1 回八女市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和元年11月5日(火)午後2時00分から午後15時20分

2. 開催場所 八女市役所 205会議室

3. 出席農業委員 (22名)

1 番	草場 紀彦	2 番	大久保義治	3 番	平島 雅夫
4 番	久間 絹子	5 番	樋口 悦雄	6 番	栗原 英喜
7 番	仁田原 政美	8 番	溝尻 修	9 番	隈本 俊光
10 番	今村 嗣範	11 番	茅島 澄雄	12 番	牛嶋 徹也
13 番	大坪 知美子			15 番	鶴木 利通
16 番	中村 輝義	17 番	城後 公一	18 番	月足 靖彦
19 番	小川 哲郎	20 番	田村 一彦	21 番	宮園 福夫
22 番	川口 隆男			24 番	塚本 ちゑ子

4. 出席最適化推進委員 (20名)

1 番	馬場 康浩	3 番	平井 照也	4 番	牛島 由美子
10 番	山本 茂登	11 番	牧口 武	12 番	増永 勝広
15 番	大坪 喜代人	16 番	延 和洋	17 番	井上 健吾
22 番	樋口 恵一	24 番	樋口 智	32 番	野中 敏成
33 番	森 義則	34 番	井上 昌彦	38 番	入江 保生
39 番	古庄 秀司	40 番	野中 円三	43 番	山口 史登

5. 欠席委員 (2名)

14 番	中島 秀徳	23 番	高山 和典
------	-------	------	-------

6. 議事日程

第1 会議の成立

第2 議事録署名委員の指名

第3 議案の上程

第4 議案の審議

報告第18号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について

議案第47号 農地法第3条の規定による許可申請書の処理について

議案第48号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定の処理について

報告第19号 農地法施行規則第53条の規定による報告について

議案第49号 農地法第4条の規定による許可申請書の処理について

議案第50号 農地法第5条の規定による許可申請書の処理について

議案第51号 八女市空き家に付属した農地の指定について

7. 農業委員会事務局職員

局長 原 信也 次長 平島 聡 書記 西原 佑美 黒木支所 江田
弘正 立花支所 野中 由利 上陽支所 大淵 剛 星野支所 近藤 理和
矢部支所 堤 翔太

8. 会議の概要

議長 みなさんこんにちは。霜月、紅葉の季節になりましたけれども台風17号が甚大な被害をもたらし、そしてまた、それに増しまして台風19号が東日本に大規模な洪水や土砂災害を引き起こし多くの方が亡くなられております。お悔みとお見舞いを申し上げたいと思います。また、世界文化遺産が次々に二つも火災に見舞われ日本列島相次ぐ災害何が起こるかわからない不安と怖さを感じずにはられません。一日も早い復旧と平穏を願うばかりでございます。本日は、令和元年第11回農業委員会総会を開催いたしましたところ、委員各位には大変お忙しい中にご参集下さいまして、誠にありがとうございました。ただ今より農業委員会総会を開会いたします。

(議長着席)

議長 日程 第1・会議の成立
ただ今の出席委員の数は農業委員22名
農地利用最適化推進委員20名であります。
会議規則第6条の規定により、本日の会議は成立いたしました。
日程 第2・議事録署名委員の指名を行います。
議事録署名委員は、会議規則第16条第2項の規定により、13番大坪知美子委員、15番 鶴木利通委員を本日の会議の議事録署名委員に指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 異議がありませんので、そのように決定いたしました。

議 長	日程 第3・議案の上程を行います。 事務局をして案件の朗読をいたさせます。
事務局	はい、それでは私の方から案件の朗読をさせていただきますが、その前に1か所だけ資料の訂正をお願いしたいと思います。資料の20ページをお開きください。案件19番のところでございますが、設定の期間を1年となっておりますが、これは入力ミスでございますが申し訳ございませんが10年でございます。従いまして終期につきましても令和10年の11月9日ということで本当に申し訳ございませんが冒頭お断りを申し上げて資料の訂正に代えさせていただきます。それでは案件の朗読いたします。（案件朗読）以上でございます。
議 長	事務局朗読のとおり、報告2件・議案5件を一括議題といたします。1ページをお願いします。
議 長	報告第18号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について、事務局より通知の説明をいたさせます。
事務局	はい、ご説明いたします。農地法第18条第6項の規定による通知の報告につきましては28件です。解約のあった土地59筆、うち田29筆、畑30筆、合計面積95,429㎡です。 それぞれ合意解約で離作措置の条件等はありません。添付書類も含め完備しておりましたので、会長専決により書類を受理いたしました。以上です。
議 長	事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。本案件は、農業委員会に報告するものでありますので、質疑にとどめ審議を終わります。 7ページをお願いします。
議 長	議案第47号 農地法第3条の規定による許可申請書の処理について、番号1番を最適化推進委員1番 馬場康浩委員さんご説明をお願いします。

推進委員 1 番	はい、推進委員 1 番、1 番について説明いたします。（議案書朗読）それぞれの農業廃止と経営拡大による所有権移転売買の申請でございます。よろしくお願いいたします。
議 長	<p>地元委員さんの説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（ 異議なしの声あり ）</p>
議 長	異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。続いて番号 2 番を農業委員 8 番 溝尻修委員さんご説明をお願いします。
農業委員 8 番	はい、農業委員 8 番、2 番につきましてご説明をいたします。（議案書朗読）それぞれの経営縮小と経営拡大による所有権移転売買の申請でございます。よろしくお願いいたします。
議 長	<p>地元委員さんの説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（ 異議なしの声あり ）</p>
議 長	異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。続いて番号 3 番を最適化推進委員 1 0 番 山本茂登委員さんご説明をお願いします。
推進委員 1 0 番	はい、推進委員 1 0 番が 3 番につきまして説明をいたします。（議案書朗読）それぞれの経営縮小と経営拡大による所有権移転売買の申請でございます。よろしくお願いいたします。
議 長	<p>地元委員さんの説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（ 異議なしの声あり ）</p>

議 長	異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。続いて番号4番を最適化推進委員12番 増永勝広委員さんご説明をお願いします。
推進委員 12番	はい、最適化推進委員12番が4番につきまして説明をいたします。（議案書朗読）それぞれの経営縮小と経営拡大による所有権移転売買の申請でございます。よろしくお願いいたします。
議 長	<p>地元委員さんの説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（ 異議なしの声あり ）</p>
議 長	異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。続いて番号5番を最適化推進委員15番 大坪喜代人委員さんご説明をお願いします。
推進委員 15番	はい、最適化推進委員15番が5番につきまして説明をいたします。（議案書朗読）それぞれの経営縮小と経営拡大による所有権移転売買の申請でございます。よろしくお願いいたします。
議 長	<p>地元委員さんの説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（ 異議なしの声あり ）</p>
議 長	異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。続いて番号6番を農業委員19番 小川哲郎委員さんご説明をお願いします。
農業委員 19番	はい、農業委員19番が6番につきまして説明をいたします。（議案書朗読）それぞれの経営縮小と相手方の要望による所有権移転売買の申請でございます。よろしくお願いいたします。

議 長	<p>地元委員さんの説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。続いて番号7番を最適化推進委員22番 樋口恵一委員さんご説明をお願いします。</p>
推進委員 22番	<p>推進委員22番が7番について説明します。(議案書朗読)それぞれの経営拡大と経営縮小による所有権移転売買の申請でございます。審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>地元委員さんの説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号8番を最適化推進委員33番 中嶋壽敏委員さんご説明をお願いします。</p>
推進委員 33番	<p>はい、推進委員33番、8番について説明いたします。(議案書朗読)それぞれの農業廃止と経営拡大による所有権移転売買の申請でございます。よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>地元委員さんの説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。</p>

推進委員 40番	続いて番号9番を最適化推進委員40番 野中円三委員さんご説明をお願いします。
議 長	推進委員40番、9番について説明いたします。(議案書朗読)それぞれの経営縮小と経営拡大による所有権移転売買の申請でございます。よろしく願いいたします。
議 長	<p>地元委員さんの説明が終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。</p> <p>続いて番号10番を最適化推進委員34番 井上昌彦委員さんご説明をお願いします。</p>
推進委員 34番	はい、推進委員34番、10番について説明いたします。(議案書朗読)相手方の要望と隣接地の取得といたしまして所有権移転売買の申請でございます。よろしく願いいたします。
議 長	<p>地元委員さんの説明が終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。</p> <p>続いて番号11番を最適化推進委員43番 山口史登委員さんご説明をお願いします。</p>
推進委員 43番	はい、推進委員43番、11番について説明いたします。(議案書朗読)それぞれの経営縮小と耕作利便による所有権移転売買の申請でございます。よろしく願いいたします。

議 長	<p>地元委員さんの説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。続いて番号12番を最適化推進委員43番 山口史登委員さんご説明をお願いします。</p>
推進委員 43番	<p>はい、推進委員43番、12番について説明いたします。(議案書朗読)それぞれの経営縮小と経営拡大による所有権移転売買の申請でございます。よろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>地元委員さんの説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。次の番号13番と50ページの議案48号の農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定の処理についての番号115番は下限面積関連のため一括審議といたします。それでは番号13番を農業委員10番 今村嗣範委員さんご説明をお願いします。</p>
農業委員 10番	<p>はい、農業委員10番、13番について説明いたします。(議案書朗読)それぞれの経営縮小と経営拡大による所有権移転売買の申請でございます。よろしくをお願いします。</p>
事務局	<p>併せまして事務局より下限面積の説明を行います。議案書の50ページをご覧ください。農用地利用集積計画115番の借受人は先ほど説明がございました方です。借受けられる農用地についてはお父さんより借受けられまして以前は同居してありましたが現在に至るまで、農業生産活動と茶商業を営まれる兼業農家です。貸人の高齢化や借り人の転居等あるものの、現在も実質上の管理は借り人がしてあり農業</p>

事務局	<p>歴は13年あります。今回正式に耕作者として農地の権利取得を行い、農地法3条と経営基盤強化法の借受を併せまして双方で十分下限面積を満たしています。以上補足して説明をいたします。</p>
議長	<p>地元委員さんと事務局の補足説明が終わりました。質疑を行います。</p> <p>質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（ 異議なしの声あり ）</p>
議長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。次の番号14番と13ページの番号23番は下限面積関連のため一括して審議いたします。それでは農業委員17番 城後公一委員さんご説明をお願いします。</p>
農業委員 17番	<p>はい、農業委員17番、14番を説明いたします。（議案書朗読）親族間による所有権移転贈与の申請でございます。よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>続きまして13ページの23番を農業委員16番 中村輝義委員さんご説明をお願いします。</p>
農業委員 16番	<p>はい、農業委員16番が、23番について説明いたします。（議案書朗読）親族間の使用貸借権5年の申請です。ご審議をよろしく申し上げます。</p>
議長	<p>下限面積につきまして事務局より補足して説明をいたさせます。</p>
事務局	<p>ご説明いたします。譲受人は亡くなられた父親の農地で米や家庭野菜を作付けされており農業経験はおありです。</p> <p>今回父親が耕作されていた農地を含め持ち分1/4を持っておられる譲渡人より所有権の贈与を受けられ引き続き耕作を行われる予定です。13ページ23番をお願いいたします。</p>

事務局	<p>この農地では親族から借り受けられ銀杏を栽培されるとのことです。八女市前古賀の農地と立花町上辺春の農地を併せると下限面積を満たすことをご報告いたします。以上でございます。</p>
議長	<p>地元委員さんと事務局の説明が終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。続いて番号15番を、農業委員17番 城後公一委員さんご説明をお願いします。</p>
議長	<p>はい、農業委員17番が、15番について説明いたします。(議案書朗読) 譲渡人の持ち分1/24を親族間の贈与による所有権移転の申請です。ご審議をよろしく願いいたします。</p>
事務局	<p>地元委員さんの説明が終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。続いて番号16番を、農業委員17番 城後公一委員さんご説明をお願いします。</p>
農業委員 17番	<p>はい、農業委員17番が、16番について説明いたします。(議案書朗読) 譲渡人の持ち分1/24を親族間の贈与による所有権移転の申請です。ご審議をよろしく願いいたします。</p>
議長	<p>地元委員さんの説明が終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p>

	<p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。続いて番号17番を、農業委員17番 城後公一委員さんご説明をお願いします。</p>
農業委員 17番	<p>農業委員17番が、17番について説明いたします。(議案書朗読) 譲渡人の持ち分1/24を親族間の贈与による所有権移転の申請です。ご審議をよろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>地元委員さんの説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p>
農業委員 11番	<p>ちょっといいですか?番号15、16、17と同じ農地が上がっていますがどのような理由で上がっているのか説明をお願いします。</p>
議 長	<p>事務局説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい、ご説明いたします。これらの農地は親族内の共有農地でありまして被相続人の死亡後かなりの年数が経過しています関係で所有権をお持ちの方が多数いらっしゃいます。今回、農地は同じですが譲渡し人がそれぞれ別の方でありますのでこのように別々の申請となっています。</p>
議 長	<p>いいですか?では質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p>
	<p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。続いて番号18番を、最適化推進委員32番 野中敏成委員さんご説明をお願いします。</p>

推進委員 32番	<p>はい、推進委員32番が、18番について説明いたします。（議案書朗読）それぞれの経営拡大と農業廃止による所有権移転贈与の申請です。ご審議をよろしくお願いいたします。</p>
	<p>（異議なしの声あり）</p>
議長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。続いて番号19番を、最適化推進委員39番 古庄秀司委員さんご説明をお願いします。</p>
推進委員 39番	<p>はい、19番を最適化推進委員39番が説明いたします。（議案書朗読）それぞれの経営拡大と農業廃止ということで贈与による所有権移転の申請です。ご審議をよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>地元委員さんの説明が終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。ご異議ありませんか。</p>
	<p>（異議なしの声あり）</p>
議長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。続いて番号20番を、農業委員2番 大久保義治委員さんご説明をお願いします。</p>
農業委員 2番	<p>農業委員2番が、20番について説明いたします。（議案書朗読）兄から弟への贈与による所有権移転の申請です。ご審議をよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>地元委員さんの説明が終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。ご異議ありませんか。</p>
	<p>（異議なしの声あり）</p>

議 長	異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。続いて番号21番を、最適化推進委員38番 入江保生委員さんご説明をお願いします。
推進委員 38番	推進委員38番が、21番について説明いたします。(議案書朗読) 祖父から孫への使用貸借権10年の設定です。ご審議をよろしく願います。
議 長	<p>地元委員さんの説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
議 長	異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。続いて番号22番を、最適化推進委員38番 入江保生委員さんご説明をお願いします。
推進委員 38番	推進委員38番が、22番について説明いたします。(議案書朗読) 親から子への使用貸借権10年の設定です。ご審議をよろしく願います。
議 長	<p>地元委員さんの説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
議 長	異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 次の番号23番は審議済みであります。続いて番号24番を、最適化推進委員34番 井上昌彦委員さんご説明をお願いします。
推進委員 34番	推進委員34番が、24番について説明いたします。(議案書朗読) 親子間の使用貸借権10年の再設定です。ご審議をよろしく願います。

議 長	<p>地元委員さんの説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 15ページをお願いします。</p>
議 長	<p>議案第48号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定の処理について、事務局より説明をいたさせます。</p>
事務局	<p>はい、ご説明いたします。本案件は、八女市農用地利用集積計画について、八女市長から本委員会に対して決定を求められているものでございます。今回は、所有権移転の案件が7件ございます。</p> <p>番号1番、(議案書朗読) 売買により所有権移転されるものでございます。番号2番、(議案書朗読) 売買により所有権移転されるものでございます。番号3番、(議案書朗読) 売買により所有権移転されるものでございます。番号4番、(議案書朗読) 売買により所有権移転されるものでございます。番号5番、(議案書朗読) 売買により所有権移転されるものでございます。番号6番、(議案書朗読) 売買により所有権移転されるものでございます。番号7番、(議案書朗読) 売買により所有権移転されるものでございます。以上でございます。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 12ページをお願いします。</p>

議 長	報告第17号 農地法施行規則第29号の規定による報告について、番号1番を事務局より説明をいたさせます。
事務局	はい、ご説明いたします。申請地の場所ですが、矢部中学校から県道浮羽石川線を北に約3km進みさらに市道日出線三差路から北に約1.3kmほど進んだところになります。（議案書朗読）農業倉庫用地として利用されます。隣接農地は申請人の所有であり同意は不要と判断しております。以上でございます。
議 長	事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。本案件は農業委員会に報告するものでありますので質疑にとどめ審議を終わります。 13ページをお願いします。
議 長	農地法第4条の規定による許可申請書の処理について、番号1番を事務局より説明をいたさせます。
事務局	はい、ご説明いたします。農地の区分は、農用地域内にある農地になります。農用地域内の農地については原則不許可ですが、一時的な転用で農業振興地域整備計画の達成に影響を及ぼす恐れがない場合は農用地については3年間例外的に許可できるものとされています。営農型太陽光発電設備につきましては、農地に支柱を立てて、 営農を継続しながら上部空間に太陽光発電設備パネルを設置するため支柱部分等が転用の対象となり一時転用許可が必要となります。今回の申請につきましては平成25年11月28日に一時転用許可を受け期間が満了する平成28年に期間延長のための申請をされ今回が2度目の期間延長のための申請となります。一時転用につきましては原則期間の延長は認められていませんが、営農型太陽光発電設備等につきましては転用期間中における下部の営農状況等を十分勘案したうえで再度許可を受けることができるとされており、その判断基準の一つといたしまして同じ年の地域の平均的な反収と比較しておおむね2割以上減収していないこととされています。本申請地の下部の農地では、フキを栽培されています。収穫の状況については毎年2月末までに農作物の栽培状況等報告を農業委員会を經由して県に報告しなければ

事務局	<p>ばならなくなっており地域の平均反収以上に収穫をしてあり条件を満たしています。以上でございます。</p>
議 長	<p>続いて、最適化推進委員 1 3 番 中嶋壽敏委員さんご説明をお願いします。</p>
推進委員 1 3 番	<p>はい、最適化推進委員 1 3 番が、番号 1 番について説明いたします。場所につきましては、うすまふあーむ株式会社から北へ 5 0 m ほど進んだ農地になります。（議案書朗読）営農型発電施設用地として利用するための申請でございます。隣接する農地はありません。水利の承諾もあり排水についても問題ないと思います。以上ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>現地調査委員の農業委員 2 2 番 川口隆夫委員さんご報告をお願いします。</p>
農業委員 2 2 番	<p>はい、農業委員 2 2 番が 9 番について説明をいたします。9 月の 2 7 日に現地調査を行いました。生活雑排水については発生をいたしません。雨水については自然流下により排水されますので隣接農地への影響等特段問題ないものと確認しています。以上でございます。</p>
議 長	<p>事務局と地元委員さんの説明および現地調査委員さんの報告が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（ 異議なしの声あり ）</p>
議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 1 4 ページをお願いします。</p>
議 長	<p>議案第 4 5 号 農地法第 5 条の規定による許可申請書の処理について、番号 1 番を事務局より説明をいたさせます。</p>

議 長	<p>はい、ご説明いたします。農地の区分は、農用地区域内にある農地になります。農用地区域内の農地については原則不許可ですが、仮設工作物の設置その他一時的な利用に供するために行うものであって当該利用の目的を達成するうえで必要であると認められる場合は例外的に許可できるものとされています。なお本申請の一時転用の期間については令和2年6月末まで8か月間となっております。以上でございます。</p> <p>続いて、最適化推進委員8番 川口誠二委員さんご説明をお願いします。</p>
議 長	<p>はい、推進委員8番が1番について説明いたします。場所につきましては、八幡保育園のすぐ南東側の農地でございます。（議案書朗読）八幡保育園の建て替え工事に伴う仮設通路用地として一時的に利用される申請でございます。よろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>現地調査委員の農業委員20番 田村一彦委員さんご報告をお願いします。</p>
事務局	<p>はい、農業委員20番が、1番についてご説明いたします。9月の27日に現地調査を行いました。その結果、生活雑排水については発生いたしません。雨水については自然流下により排水されますので隣接地への影響等特段問題ないと確認いたしております。以上でございます。</p>
議 長	<p>事務局と地元委員さんの説明及び現地調査委員さんの報告が終わりました。質疑を行います。</p> <p>質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（ 異議なしの声あり ）</p>
議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。</p> <p>続いて番号2番を事務局より説明をいたさせます。</p>

事務局	はい、ご説明いたします。農地の区分は、農用地区域内にある農地以外の農地であって、第1種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない農地であり、第2種農地と判断します。以上でございます。
議 長	続いて、最適化推進委員16番 延和洋委員さんご説明をお願いします。
推進委員 16番	はい、推進委員16番が2番について説明をいたします。場所につきましては鵜池の交差点から北の方向へ500mほど進んだ左手の農地になります。（議案書朗読）建売住宅用地3棟として利用するための申請でございます。隣接する農地はございません。水利承諾もとれており排水に関してもなんら問題ないと思います。以上よろしく願いいたします。
議 長	現地調査委員の農業委員22番 川口隆夫委員さんご報告をお願いします。
農業委員 22番	はい、農業委員22番が2番について説明いたします。9月の27日に現地調査を行いました。生活雑排水については公共下水道が通っておりますのでそちらの方で処理されます。雨水については自然流下により東側道路側溝へ排水されますので、隣接地への影響等、特段問題はないと確認いたしております。以上ご審議のほどよろしく願いいたします。
議 長	事務局と地元委員さんの説明及び現地調査委員さんの報告が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号3番と次の番号4番は同一案件のため一括審議といたします。それでは事務局より説明をいたさせます。

事務局	ご説明いたします。農地の区分は第2種農地と判断します。内容は2番と同じです。以上でございます。
議長	続いて、最適化推進委員16番 延和洋委員さんご説明をお願いします。
推進委員 16番	はい、推進委員16番が、3番についてご説明いたします。場所につきましては筑後市にあります八女西部クリーンセンターから南東方向へだいたい150mほど進んだところにある農地です。（議案書朗読）太陽光発電施設用地として利用するための申請でございます。続きまして4番についてご説明いたします。（議案書朗読）隣接する農地はございません。水利の承諾もとれており、排水に関しても問題はないと思います。ご審議のほどよろしく願いいたします。
議長	現地調査委員の農業委員20番 田村一彦委員さんご報告をお願いします。
農業委員 20番	農業委員20番が、3番と4番についてご説明申し上げます。さる9月27日に現地調査を行いました。生活雑排水については発生しません。雨水については自然流下により処理されますので、隣接地への影響等、特段問題はないということを確認いたしております。以上です。
議長	事務局と地元委員さんの説明及び現地調査委員さんの報告が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議長	異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて、番号5番を事務局より説明をいたさせます。
事務局	はい、ご説明いたします。農地区分は、第2種農地と判断いたします内容は2番と同じです。以上でございます。

議 長	<p>続いて、農業委員5番 樋口悦雄委員さんご説明をお願いします。</p>
農業委員 5番	<p>はい、農業委員5番が5番について説明いたします。申請地は国道442号線の中籠交差点から北に300mほど進んだ市道沿いの農地でございます。（議案書朗読）店舗及び駐車場用地として利用するため20年間の賃借権設定による転用申請です。隣接農地はなく問題ないと確認しています。よろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>現地調査委員の農業委員11番 茅島澄雄委員さんご報告をお願いします。</p>
農業委員 11番	<p>はい、農業委員11番が、5番について説明いたします。9月30日に現地調査を行いました。雨水については、溜枘を設置し、生活雑排水につきましては合併処理浄化槽により処理されまして申請地西側の水路に排水されます。水利の承諾もとれており問題ないと確認しております。以上でございます。</p>
議 長	<p>事務局と地元委員さんの説明及び現地調査委員さんの報告が終わりました。質疑を行います。</p> <p>質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（ 異議なしの声あり ）</p>
議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。</p> <p>15ページをお願いします。</p> <p>続いて、番号6番を事務局より説明をいたさせます。</p>
事務局	<p>はい、ご説明いたします。農地の区分は、第2種農地と判断いたします内容は2番と同じです。以上でございます。</p>
議長	<p>続いて農業委員6番 栗原英喜委員さんご説明をお願いします。</p>

農業委員 6番	<p>はい、農業委員6番が6番についてご説明いたします。申請地は矢部支所から約200m西の国道442号線と市道中村線三差路から市道中村線を約300m進みました農地です。(議案書朗読)申請人が国道拡張により現在の住宅がなくなるため移転のための住宅用地としての所有権移転売買の申請です。隣接農地の同意もあり問題ないと確認しております。以上でございます。</p>
議 長	<p>現地調査委員の最適化推進委員41番 栗原嘉寿秀委員さんご報告をお願いします。</p>
推進委員 41番	<p>はい、推進委員41番が、6番について説明いたします。10月1日に現地調査を行いました。結果、雨水排水は自然流下及び溜枡を設置し申請地西側の道路側溝に排水される予定です。生活雑排水につきましては浄化槽を設置され申請地西側道路側溝に排水される予定です。水利の承諾も得られており問題ないと思います。以上でございます。</p>
議 長	<p>この案件につきましては事務局より補足して説明をいたさせます。</p>
事務局	<p>はい、6番について補足してご説明いたします。申請地につきましては面積が627㎡でございます。専用住宅用地への転用面積については具体的におおむね500㎡以内を目安としてその土地の利用計画・建物の規模などから判断しておりますが、土地の形状が不整形である場合や転用後に過少残地を生じる場合などは土地の利用上必要な分だけは、やむを得ないされております。当該申請地におきましては市道と住宅に挟まれた不整形な土地となっております。また、市道沿いのため敷地内で車の旋回のためのスペースが必要となっており、その他に倉庫と現在の住居に植えている植木の移植も計画されております。分筆しても営農できない不整形な農地となり土地利用計画上も問題のないものと考えます。以上ご審議方よろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>事務局と地元委員さんの説明及び現地調査委員さんの報告が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p>

	<p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 16ページをお願いします。</p>
議 長	<p>議案第46号 農地法第46条の規定による国有財産の売払いに係る意見照会について、番号1番を事務局より説明をいたさせます。</p>
事務局	<p>本案件は、令和元年9月10日付けで、九州農政局長より農地法第46条の規定による国有財産の売払いに係る意見照会があったものです。国有財産売払いについて説明いたします。国有財産の中でも国が所有する農地については自作農財産と呼ばれています。この自作農財産とは、戦後まもなく行われた農地改革や開拓事業により国が買収しました土地のことです。そのほとんどについては国が買収と同時に耕作者へ売り渡しが行われていますが、何らかの理由で売り渡しが行われず、国の所有となったままの農地がごさいます。この自作農財産について売り払いを行うことが農地法第46条で定められていますが売払いの相手方になることができる者というのは農地取得後において耕作する農地の全てを効率的に利用して耕作を行うと認められる者と規定されており、また、農地法施行規則第94条において国は売払いの際に、その相手方が先ほど申し上げた農地取得後において耕作する農地の全てを効率的に利用して耕作を行うと認められる者に該当するかどうか農業委員会の意見を聴くものとされていることから、今回ご審議いただくものです。</p> <p>それでは、議案書についてご説明いたします。(議案書朗読)</p> <p>現在の所有者は国有財産ですので農林水産省です。買受申込者は、梨の栽培農家であり申請地に隣接した農地で梨を栽培されており、今回、国有財産を取得して経営規模の拡大をなされる計画です。買受申込者が農地法3条の審査基準に適合するか否かご説明いたします。</p> <p>全部効率利用要件ですが、買受申込者に対し、聞き取り調査や国に提出された資料を審査したところ、農機具の保有状況、農作業従事者数からみて、耕作能力に問題はないと思われます。</p>

事務局	<p>次に、農作業常時従業要件についても基幹的な農作業に常時従事されており、また取得後も常時、農作業に従事されると思われます。また、下限面積においてですが現在29,488㎡を耕作されており問題ございません。以上より十分買受の資格があると判断しています。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（ 異議なしの声あり ）</p>
議 長	<p>異議がありませんので、買受の資格ありと決定いたしました。</p>
議 長	<p>以上で議案の審議は全部終了いたしました。 これをもって、本日の会議を終了いたします。大変お疲れさまでした。</p> <p style="text-align: center;">（ 閉会宣言 2時53分 ）</p> <p style="text-align: center;">令和元年10月8日</p> <p style="text-align: center;">議 長</p> <p style="text-align: center;">11番</p> <p style="text-align: center;">12番</p>